

新モビリティサービス推進事業（AI オンデマンド交通実証事業）仕様書

1 委託業務名

新モビリティサービス推進事業（AI オンデマンド交通実証事業）

2 目的

住民の暮らしに不可欠な移動手段の確保など地域における移動課題の解決及び公共交通における新モビリティサービスの普及や広域連携を促進するため、市町村域を跨ぐ AI オンデマンド交通の運行を行う実証実験を行う。

なお、AI オンデマンド交通とは、利用者の予約に応じて運行する乗合型の交通サービスとし、AI 等を活用した専用システムにより、利用者予約に対し、最適配車等を行うものとする。

3 対象地域

愛知県瀬戸市（本地地区・効範地区及びその周辺）

瀬戸市本地地区・効範地区は、市内をコミュニティバスが運行しているが、隣市の長久手市にある病院への通院や、尾張旭市にある商業施設へ買い物等の需要が多く、地域からは多くの改善の要望がある。また、バス停から自宅までの移動が高齢者の負担となっているが、運行地域の道路状況から、新規のバス停の設置は難しい状況である。そこで、市町村域を跨ぐ目的地までの移動手段の確保や、停留所までの距離の改善、高齢者等の外出促進等に向けて、AI オンデマンド交通の運行を行う実証実験を行う。

4 業務内容

（1）実証実験計画の検討

受託者は、実証実験の実施体制、スケジュール、対象エリア、使用車両、配車方法、評価方法等を検討し、県、瀬戸市と協議の上、実証実験計画書をまとめる。

（2）実証実験の実施

受託者は、県、瀬戸市、運行事業者等と連携を図り、AI オンデマンド交通の運行（AI オンデマンド交通の運行及び運行管理、配車システム等の運用、オペレーション等）を行う。

なお、運行に向けた地域の合意形成に向けた支援、チラシの作成や住民説明会への支援などを行うとともに、住民の利用や外出の促進に向けた商業施設・医療施設等との連携した取組に関する提案・協力を行う。加えて、実証実験の効果測定のためのアンケート調査等を実施する。詳細は以下のとおり。

○運行方法

運行方式は、利用者から事前に予約申込（以下「予約」という。）があった場合に運行するオンデマンド型の区域運行方式とする。AIを活用した運行管理システムにより、指示された運行経路等とし、予約があった停留所等の間を運行する。運行便数は予約に応じて運行し、設定しない。

運行区域	瀬戸市本地地区・効範地区及びその周辺地域
利用対象者	本地地区・効範地区の住民
運行期間	2024年10月1日（火）～2025年1月31日（金）
運行日	毎日
運行時間	8:00～16:00
運賃	大人300円（予定）
乗降所場所	停留所は、市外（商業施設等/数カ所）を含む100～150箇所程度を想定。設置数及び設置場所の詳細については、別途協議の上決定することとし、安全性を確保した場所に設置することとする。
その他	詳細は協議の上決定することとする。



○運行事業者及び運行形式等

- ・本業務の運行事業者は、瀬戸市内に本社を置く交通事業者の協議により決定し、道路運送法第21条に定める一般乗用旅客自動車運送事業の乗合許可運行とする。なお、許可申請等に係る事務手続き及び必要経費は、受託者が負担する。
- ・受託者は、実証運行の期間は定められた運行経費（車両の借り上げ費を含む）を、運行事業者へ支払うこと。

○運行車両

- ・運行車両は、運行事業者と協議の上、常時、2台確保する。なお、運行事業者はその経費を支払うこととする。車両の定期点検及び事故・故障時等の予備車両についても、運行事業者と協議の上、確保すること。
- ・車両は本業務の運行時間帯において、他の業務と区別できるよう車体にステッカーを貼付する等の措置を講じること。

○乗車予約の受付・管理

① 予約受付体制

インターネット及びオペレーターによる電話受付による利用予約に対応可能な予約システム及び体制を構築すること。

② 予約受付時間

インターネットでの予約は原則として24時間受け付けるものとする。電話での予約受付時間については、協議の上、決定する。

③運行事業者への伝達

利用予約情報については、予約受付完了後、速やかに車載端末を通じて運行事業者へ伝達すること。なお、車載端末は、受託者が用意し、運行事業者に無償貸与することとし、通信に係る費用も受託者の負担とする。

○管理体制

- ・運行業務に関する責任者を置くこと。また、連絡体制を整備し、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑にできるようにすること。
- ・運行中の車両事故または不測の事態が生じた場合、利用者の安全確保を最優先して処理にあたり、直ちに県及び瀬戸市へ報告すること。これにより運行を中止または中断した場合は、本事業に支障をきたすことのないよう努めること。
- ・本業務により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受託者の責任・負担において一切を処理すること。

○問い合わせ等の対応

利用者等からの苦情、意見、質問等には、受託者が誠実に対応すること。判断が必要な内容、重大な案件等については、速やかに内容を県及び瀬戸市へ報告すること。

○地域合意形成に向けた支援

実証実験について、地域住民や地元事業者、関係各所への説明・協議を行うにあたり、委託業務範囲内に係る資料の準備や説明事項に整理など、相談・支援を行うこと。

○周知広報

ポイントマップの掲載されたチラシの作成等を行うほか、市が行う地域住民説明会への支援など、周知広報のための取組を実施すること。なお、チラシは30,000枚程度とする。

○利用促進に向けた取組の実施

住民の利用や外出を促進するため、目的地と商業施設や医療機関等と連携した企画を立案し実施すること。

○利用実績の報告

利用者数、乗降地点、運行の定時制を示すデータ（利用者へ予約時に通知した時刻と実際の時刻の差など）等の日報を作成し、1か月ごとに翌月10日までに県及び瀬戸市へ提出すること。

○アンケート調査の実施

効果測定を行うため、実証実験期間中に利用者に対するアンケート調査を実施すること。

(3) 実証実験結果のとりまとめ・評価

利用実績やアンケート調査結果等を整理・分析し、実装の際の改善点等を提案すること。

(4) 「M a a S 推進会議」への出席

愛知県 I T S 推進協議会内に設置されている「M a a S 推進会議」（令和7年3月予定）において本事業を紹介するため、本事業に関する会議資料の作成を支援し会議へ出席すること。

5 成果物

- ・業務報告書 印刷物3部と電子データ
- ・システム設定書及びサービス説明書（利用者や運転手用マニュアル等）
印刷物3部と電子データ
- ・各業務において作成した資料・記録等をまとめた電子データ

6 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況など内容全般を常に把握している業務責任者を置き、本業務の実施にあたっては、県及び実施市町村と十分に協議すること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、県及び瀬戸市と協議したうえで、業務実施に係る業務計画書を作成し、委託者の承認を得るものとする。
- (3) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理すること。
- (4) 納入する成果物など委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (5) 本業務は、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して実施することから、会計検査院の实地検査等の対象となる。同補助金の交付要綱に基づき処理するとともに、本事業に係る会計实地検査等が行われる場合は協力すること。
- (6) 受託者は、事業完了後5年間、本業務に関する会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- (7) 業務実施において、個人情報等の保護すべき情報の取扱いに万全の対策を講じる。
- (8) この仕様書に定めのない事項については県と受託者が協議し、真摯に対応すること。
- (9) 上記(1)～(8)は再委託先においても適用する。